

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会について

- ◆ 霞ヶ浦では、湖岸浅所での大規模干拓や湖岸の整備・水位管理、流域の開発などによって地域の安全性、利便性が向上した一方、湖岸の生物多様性のみならず、その基盤である地形などの自然も損なわれてきた。かつて、霞ヶ浦湾奥部の湖岸には、湿地や植生帯など多様な自然環境が連続してみられたが、現在では湖岸堤の築造等が進み湖岸域における自然環境の連続性や多様性が著しく損なわれている。
 - ◆ そこで、かつての多様な自然環境を復元するため、田村・沖宿・戸崎地区の湖岸域において多様な自然環境を再生するとともに、平成17年4月22日にオープンした茨城県霞ヶ浦環境科学センターと連携した環境学習の場等としても積極的に活用を図ることを目的とし、自然再生推進法に基づく自然再生協議会を設置し、湖岸環境の再生を図る。
 - ◆ 平成15年11月から国、水資源水機構、茨城県、土浦市及び霞ヶ浦町（現在かすみがうら市）から構成される勉強会を実施。平成16年8月からは準備会に移行。
 - ◆ 平成16年10月からは、勉強会メンバーに加え、学識者、行政機関並びに一般公募により選出された委員から構成される「霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会」を設立、平成17年11月27日に「全体構想」を作成した。
 - ◆ 第12回協議会（平成18年11月11日）では、自然再生事業実施計画【A区間】（案）が了承された。
 - ◆ 実施者（霞ヶ浦河川事務所）は、平成18年12月7日に自然再生実施計画書を作成した。
 - ◆ 平成19年1月24日に自然再生実施計画書【A区間】を主務大臣及び県知事に送付。
 - ◆ 現在、自然再生実施計画書【A区間】に基づき事業を実施中である。
 - ◆ 第17回協議会（平成19年9月9日）では、自然再生事業実施計画【B区間】（案）が了承された。
 - ◆ 実施者（霞ヶ浦河川事務所）は、平成19年9月14日に自然再生実施計画書を作成した。
- 第1回自然再生協議会（平成16年10月31日）
 - ・ 国土交通省、水資源機構、茨城県、土浦市、霞ヶ浦町、学識経験者及び一般公募により選出されたNPO、地域住民等が参画して協議会を設立。
 - ・ 構成員 合計70（個人・団体）
 - 第2回自然再生協議会（平成16年12月11日）
 - ・ 意見の抽出
 - 第3回自然再生協議会（平成17年1月22日）
 - ・ 自然再生の目標（案）について討議
 - ・ 今後の進め方について討議

- 第4回自然再生協議会（平成17年3月21日）
 - ・ 自然再生の目標（修正案）について討議
 - ・ 事業内容（素案）について討議
 - ・ 役割分担（素案）について討議
 - ・ 今後の進め方について討議
- 第5回自然再生協議会（平成17年5月21日）
 - ・ 委員の変更について了承
 - ・ 自然再生の目標の承認
 - ・ 事業内容（委員のアイデア）について討議
 - ・ 役割分担（素案）について討議
 - ・ 今後の進め方について討議
- 第6回自然再生協議会（平成17年7月23日）
 - ・ 自然再生全体構想（原案）の討議
 - ・ 自然再生目標について討議
 - ・ 事業内容について討議
 - ・ 役割分担について討議
- 第7回自然再生協議会（平成17年10月2日）
 - ・ 自然再生全体構想（原案）の討議
 - ・ 田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会設置要綱の改正
 - ・ 現地視察
- 第8回自然再生協議会（平成17年11月27日）
 - ・ 自然再生実施計画に向けての進め方について討議
 - ・ 国土交通省が実施者として実施する主な事業内容の考え方について
- 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生全体構想の作成（平成17年11月）
- 第9回自然再生協議会（平成18年1月29日）
 - ・ 自然再生実施計画の進め方の討議
 - ・ 各委員からの事業内容の提案について
 - ・ 国土交通省の実施計画の内容について討議
- 第10回自然再生協議会（平成18年7月8日）
 - ・ 自然再生事業実施計画の進め方について討議
 - ・ 国土交通省の実施計画の案について協議
- 第11回自然再生協議会（平成18年9月30日）
 - ・ 自然再生事業実施計画【A区間】（案）の協議
- 第12回自然再生協議会（平成18年11月11日）
 - ・ 自然再生事業実施計画【A区間】（案）の協議・了承
- 第13回自然再生協議会（平成19年3月24日）
 - ・ 自然再生事業実施計画【A区間】の事業実施に係る連絡調整
 - ・ 自然再生事業実施計画【B区間】の事業内容について協議
- 第14回自然再生協議会（平成19年6月3日）
 - ・ 自然再生事業実施計画【A区間】の現地視察
 - ・ 自然再生事業実施計画【B区間】の骨子の協議

- 第15回自然再生協議会（平成19年7月8日）
 - ・ 自然再生事業実施計画【B区間】の素案の協議
- 第16回自然再生協議会（平成19年8月5日）
 - ・ 自然再生事業実施計画【B区間】の原案の協議
- 第17回自然再生協議会（平成19年9月9日）
 - ・ 自然再生事業実施計画【B区間】（案）の協議・了承

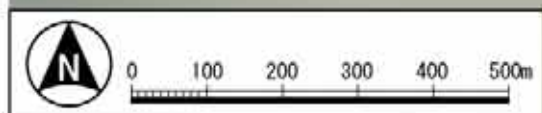
◆ 自然再生協議会の 構成員 合計65（個人・団体） ※平成19年11月現在



自然再生事業対象区域 (田村・沖宿・戸崎自然再生地)
水域の点線はおおよその範囲を示す。



戸崎1号排水樋管 (西浦中約岸9.5km)



くぬぎ山地区自然再生協議会について

- ◆くぬぎ山地区は、江戸時代の新田開発によってつくられたクヌギ、コナラなどの二次林によって構成された、地域の生活と一体となったまとまりのある平地林が残っている地域である。かつては、燃料等としての木材利用など、農用林としての物質循環が存在し、地域住民により維持保全がなされてきたが、近年産業廃棄物処理施設の立地や廃棄物の不法投棄など環境保全上の問題が生じ、これらによる雑木林の消失・荒廃が進んでいるなど、早急に自然環境の保全・再生を図る必要がある。
- ◆平成16年11月、自然再生推進法に基づく「くぬぎ山地区自然再生協議会」を設立。
- ◆平成17年3月には、「くぬぎ山地区自然再生全体構想」を作成した。引き続き、実施計画の作成に向けて協議を行う。

＜活動状況＞

○第1回自然再生協議会（平成16年11月6日）

- ・専門家、市民、関係団体、地方公共団体（埼玉県、所沢市、狭山市、川越市、三芳町）、関係行政機関（国土交通省、農林水産省、環境省）からなる協議会の設立
- ・「再生・保全小委員会」及び「管理・活用小委員会」の設置

○くぬぎ山地区自然再生全体構想の作成（平成17年3月12日）

○第8回自然再生協議会（平成18年6月4日）

- ・協議会の議事・運営に関する企画立案を行う「運営委員会」を設置
運営委員13名を選出（協議会正副会長3名、団体委員3名、個人委員2名、地方公共団体5名）

○第10回自然再生協議会（平成19年1月28日）

- ・運営委員会の報告、今後の進め方を議論
- ・県として、近郊緑地保全区域の指定を受けた上で、地権者の同意が得られた区域について近郊緑地特別保全地区に指定するという保全策を、今後地権者に説明し理解を得ていきたい旨、県から協議会に対し、説明があった。

○平成16年11月の第1回協議会より、平成19年11月までに計12回開催

- ◆自然再生協議会の構成員合計70（個人・団体） ※平成19年11月現在



くぬぎ山地区（約152.ha）



空撮写真



樹林地内の様子